

を續けたり、一方前日午後五時頃各要所に委員が貼紙を以て「明十四日午前七時指定の集合所に認印を持参すべし」と急告したれば職工は之れに基き七時頃より續々工場前の廣場に参集し其の數約五千に及びたるが、委員は此際一層職工の結束を固むべく誓約書を作成して一々調印を求めたり、然るに其の中の數名は強制的に加盟を促したりとの理由にて警官側は之を檢束したるため、職工側は忽ち昂奮して罵聲を放ちしも間もなく示威運動を開始し行列を作りて應取工場及び西新開地方面に練り歩き大佛筋より柳原町に出で午前十時頃第二互助俱樂部に入り同所に協議中の委員を迎へて工場に引揚ぐべく柳原踏切に差蒐りし折しも、示威運動禁止の警察部の命令を傳へて警官隊は突如解散を命じたる爲め各所に小衝突を起し約半數の職工は其の場で解散したるが残る半數は附近の小學校運動場及び和田神社境内に集合し正午頃まで喊聲を擧げて氣勢を添へたり、斯くて中村氏以下十六名の委員は午前十一時頃縣外事課小林警部に導かれて造船所事務室樓上の第二應接室に出頭し、同警部より「官憲は何所までも中立の態度を以て接するが、此際双方とも譲歩して圓滿に解決されん事を望む、勿論不穩の言動に出る事は避けられたし」との注意ありて後、東京本社より來神せる永原、宮川兩取締役列席岩崎職工課長野口守警課長等立會の上、孕石所長と會見せり、島田委員は左記五個條の要求と委員名を朗讀の後之を提出したり。

一、工場委員制度を採用する事

二、他の労働組合に参加するの自由を認むる事

三、八時間労働制を實施する事

四、左の割合を以て日給を増給する事

(イ)日給壹圓以下は六拾錢

(ロ)同貳圓以下は五拾錢

(ハ)同參圓以下は參拾錢(理由生計困難の爲め)

五、左の解雇及び退職手當を制定する事

一項 會社の都合に依り解雇する場合

(イ)勤続一箇年以内は日給三十日分

(ロ)勤続一箇年を超ゆる者は一箇月毎に日給三日分宛

二項 自己の都合に依り退職する場合

(イ)勤続十箇年以上の者は第一項の全額

(ロ)勤続六箇月以上の者にして病氣の際は第一項の半額

希望條件 今回の争議に關し解雇及び出勤停止を命ぜられたる者に對し特に復職されたき事

右の要求事件に對する回答期は四日間とす

(委員) 井村、徳水、森田、河井、藤本、蛭川、藤井、島田、中村、山田、下川、阪口、武呂、和田、坪田、高見

之に對し孕石所長は第一項より逐次回答する事となり、工場委員制度に關しては既に二三年前より東京本社に於ても調査しつつあるが今の處實施する迄の運びに至らずと答へ、第二の労働組合加入云々に關しては決して會社は個人の自由を束縛せざるも工場内に於ては許す能はざる旨を述べ三菱の従業員は三菱としての社規に依りて進退を決せられたしと附言する處あり。第三の八時間制に就きては目下考慮中なるも時期尙早なり、尙第四第五の件に就ては事情は之を諒とするも、事會社の經濟にも